

平成 17 年 度

国政に關する要望書

平成 16 年 6 月

神奈川県町村会

目 次

I 地方分権改革

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 「三位一体の改革」の推進 | 1 |
| 2 | 地方分権の一層の推進 | 3 |

II 環境

- | | | |
|---|------------|---|
| 3 | 廃棄物処理対策の推進 | 4 |
| 4 | 森林等自然環境の保全 | 6 |

III 福祉・医療

- | | | |
|---|-----------|----|
| 5 | 介護保険制度の拡充 | 8 |
| 6 | 医療保険制度の改革 | 10 |

IV 安全・安心

- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 7 | 防犯対策の強化 | 11 |
| 8 | 地震防災対策の充実強化 | 12 |
| 9 | 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応 | 13 |

神奈川県町村会町村長名簿 14

I 地方分権改革

1 「三位一体の改革」の推進

平成 16 年度を初年度とする「三位一体の改革」は、地方交付税が大幅に削減される一方で、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲は先送りされるなど、国の財政再建が優先され、地方財政に大きな打撃を与えた。平成 17 年度以降もこのような状況が続けば、住民の暮らしや地域経済に悪影響が及ぶことは必至である。

「三位一体の改革」は、地方分権の理念に基づき、地方自治体の権限、責任、財源を大幅に拡大することによって地方自治体自らが住民の意向に沿った政策や財源の使途を決定することが可能となる改革でなければならない。

国は、これらのこととを十分に認識し、眞の「三位一体の改革」を推進するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 「三位一体の改革」の全体像の早期明示

国は、地方自治体が将来の見通しを持って計画的に行財政改革等に取り組むことができるよう、「三位一体の改革」の全体像及び工程表を早期に明示すること。

また、地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、地方自治体の意見を反映させる協議の場を設けること。

(2) 基幹税による税源移譲の早期実現

地方が担うべき事務と責任に見合った税源を基幹税により早期に移譲すること。

当面、国と地方の税源配分 1 : 1 の実現を目標とし、平成 17 年度においては所得税から個人住民税への税源移譲（個人住民税の 10% の比例税率化）、現行 1% の地方消費税の引上げによる税源移譲を先行決定し、実施すること。

(3) 国庫補助負担金の廃止、縮減

国庫補助負担金の改革は、国からの財源移転への依存度を引き下げるとともに、国の関与の縮減を目指し、税源移譲に見合ったものを中心に推進する必要があり、国の財政再建の視点のみに立った補助率の引下げにより地方自治体に負担を転嫁するようなことは絶対に行わないこと。

(4) 地方交付税の堅持、充実

地方交付税については、税源の偏在による地方自治体間の財政力格差の是正と、一定の行政水準の維持を確保する必要があるので、地方交付税が果たす財源調整・財源保障の両機能を堅持し、その内容の充実を図ること。

また、その配分に当たっては、都市部町村における都市型財政需要の実態を十分に反映させること。

2 地方分権の一層の推進

分権型社会を構築する本格的な取組みが進められている今日、住民が誇りと将来展望の持てる個性と活力ある地域社会を築くことは、地方自治体に課された重要な責務である。

町村は、厳しい財政状況のもとで、住民ニーズに応えつつこうした地域づくりに取り組んでいるが、その実現には町村が地域の実情に即し、自らの創意工夫と責任で政策を決定できるような事務・権限の移譲等が必要である。

よって国は、地方分権の一層の推進に向けて、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

(1) 事務・権限移譲の一層の推進

国と地方の適正な役割分担に応じ、事務・権限の移譲を一層推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定・解除等土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であるので、その移譲を推進すること。

(2) 国の関与等の廃止、縮減

地方自治体が住民ニーズや地域の実情に応じた暮らしの実現やまちづくりが進められるよう、国の関与や基準の義務付けを廃止、縮減すること。

また、地方自治体に関係のある国の制度、計画等に対しては、地方自治体の意見が反映できる仕組みを確保すること。

(3) 地方自治制度の弾力化

地方自治体の自由度を拡大し、社会の変化に対応した行政を推進するため、行政委員会の必置規制の緩和等、各種の地方自治制度の見直しを行い、制度の弾力化を図ること。

II 環境

3 廃棄物処理対策の推進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な措置を要望する。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進するため、循環型社会形成推進基本法をはじめとする廃棄物処理、リサイクル関連の法体系を整備・拡充し、排出者負担や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

(2) 家電リサイクル法の見直し

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の見直しに当たっては、その対象品目を拡大するとともに、不法投棄防止のための監視体制の整備や引取り・リサイクルに係る費用を販売価格に含めることを検討すること。

また、不法投棄機器の回収は、小売業者、製造業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を製造業者等の負担とするなどの措置を講じること。

(3) 廃棄物処理施設整備事業に係る国庫補助の拡充

ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備事業については、国庫補助の対象の拡大や補助率の引き上げを行うなど、一層の財政措置を講じること。

また、国立公園内の廃棄物処理施設整備事業については、自然環境保全のため、公害防止計画策定地域と同じ補助率を適用すること。

(4) ダイオキシン類環境影響調査等に対する財政支援

一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の排出削減対策及び環境影響等の実態調査については、市町村の財政負担が大きいので、財政支援措置を講じること。

4 森林等自然環境の保全

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供など、さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため、種々の取組みを行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

よって国は、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

(1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を図ること。

(2) 森林保全のための国民的支援策の構築

地球温暖化対策推進大綱の見直しに当たっては、地球温暖化防止に果たしている森林、山林等の役割を適切に評価し、位置づけること。

また、森林等保全のための経費については、全国民が負担する仕組みが必要である。このため、新たな国税を創設するなど、森林等の地域を守る自治体の財政に寄与する制度の実現を図ること。

(3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講じること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

(4) 野生鳥獣防除対策等の強化

サル・シカ・イノシシ等の野生鳥獣による農林業被害が深刻化しているため、特定鳥獣保護管理計画に基づく防除対策を強化するとともに、個体数管理を徹底すること。

また、海外から移入されたアライグマ、タイワニンリス等の移入獣については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除を国が速やかに行うとともに、地方自治体がこれを行う場合には、財政措置を講じること。

III 福祉・医療

5 介護保険制度の拡充

法施行後5年を目途の介護保険制度の見直しに当たっては、各種サービスの利用状況や被保険者、利用者の負担状況等、制度の実施状況を十分に把握、分析し、諸課題の解決に努めるとともに、この制度が将来にわたって安定的かつ持続可能なものとして運営できるよう、次の事項についての十分な配慮を要望する。

(1) 市町村意見の反映等

介護保険制度の見直しに当たっては、サービスの第一線である市町村の意見を十分に反映させるとともに、市町村に過度な財政負担を生じさせないよう、十分かつ明確な財政措置を講じること。

(2) 被保険者範囲等の慎重な検討

増大する介護給付費用の負担問題に直面し、第2号被保険者の範囲を若年層まで拡大するとの意見があるが、このような拡大をすれば若年層の保険給付受給者の割合が極めて低くなり、保険料の負担について理解を得ることが困難になると考えられることから、若年層に対する給付のあり方を含め、慎重に検討すること。

また、支援費制度等の障害者福祉施策を介護保険制度に統合するとの意見についても、現行の介護保険制度のシステムを障害者へ適用することの検証が十分でないことから、併せて慎重に検討すること。

(3) 低所得者に対する軽減措置の制度化

低所得者については、各市町村が条例により保険料、利用料の軽減措置を講じているが、その対応に不均衡が生じていることから、これらの措置を制度的、統一的に行うことができるよう法制度として明確にするとともに、これに伴う十分な財政措置を講じること。

また、社会保障制度間で異なる低所得者の定義について、その一本化を行うこと。

6 医療保険制度の改革

市町村国保は、高齢者、低所得者の増大や医療費の増嵩により給付と負担の均衡を欠き、保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げや一般会計からの繰入れは困難となるなど、その財政運営はもはや限界に達している。

よって国は、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、早期に医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の改革を推進するよう強く要望する。

(1) 医療保険制度の一本化

医療保険制度の改革に当たっては、国保、被用者保険のそれぞれについて都道府県を単位とする再編、統合を推進するとともに、医療保険制度間の給付と負担の不公平を是正するため、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。

(2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

(3) 高齢者医療事務の簡素化等

平成14年10月の医療制度改革に伴い、高齢者医療においては所得に応じた負担割合の判定事務や高額医療費の支給事務など、新たな事務が増大し、また、複雑化して医療受給者や医療機関にとってもわかりにくい制度となっている。市町村の高齢者医療事務の運営に支障が生じないよう、事務を簡素化し、事務負担の軽減を図るとともに、住民にも理解されやすい簡便な制度に改善すること。

IV 安全・安心

7 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組みを越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

よって国は、自治体が取り組む安全・安心のまちづくりを支援するため、次の措置を講じるよう要望する。

(1) 警察官の増員

これまで比較的治安の良かった町村部においても凶悪犯罪が相次いで発生し、治安は著しく悪化している。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の増員配置と交番の増設が必要不可欠である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講じること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講じること。

8 地震防災対策の充実強化

予想される大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策をさらに充実強化し、推進していく必要がある。

このため国は、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

(1) 公共施設等の耐震化事業への支援拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政支援措置を講じること。

また、現行の国の補助制度では補助対象外とされている耐震補強工事を前提としない学校施設の耐震診断についても、助成措置を講じること。

(2) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国庫補助制度をさらに充実するとともに、完成時に日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である日本道路公団から負担金を徴収する制度を創設すること。

(3) 地震財特法の延長

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」は、平成16年度末に期限切れを迎えるが、今後とも地震防災対策をより一層充実強化し、推進していくため、地震財特法を延長すること。

9 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応

現在、環境省において旧相模海軍工廠敷地内の毒ガス弾等の環境調査が実施されている。しかし、同敷地内には事業所や民家が多数あり、掘削を伴う土地改変工事も頻繁に行われており、その際には各事業所等が安全確保のための費用を負担している。

については、旧相模海軍工廠敷地内で行われる掘削を伴う土地改変に係る処置は国が責任をもって対応すべきと考えるので、次の措置を講じるよう要望する。

(1) 安全確保のための費用負担

掘削を伴う土地改変に係る安全確保(防毒面・防護服の整備、除染の整備、物理探査等の事前実施、埋設物が予想される場所での手掘り調査等)のための費用は、国が負担する制度を確立すること。

(2) 被害者救済制度の確立

毒ガス弾等による事故が生じた場合、被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

神 奈 川 県 町 村 会
町 村 長 名 簿

会長	葉 山 町 長	守 屋 大	光 男
副会長	湯 河 原 町 長	米 岡 幸	介 郎
副会長	松 田 町 長	島 村 俊	一 郎
政務調査委員長	山 北 町 長	佐 藤 精	吉 郎
副委員長	二 宮 町 長	古 澤 文	夫 夫
	寒 川 町 長	山 澤 龍	一 行
	大 磯 町 長	三 尾 信	士 之
	中 井 町 長	大 井 開	夫 邦
	大 井 町 長	間 順	雄 彦
	開 成 町 長	露 昇	望 夫
	箱 根 町 長	山 木 登	昭
	真 鶴 町 長	三 木 靜	
	愛 川 町 長	山 口 正	
	清 川 村 長	加 藤 野	
	城 山 町 長	天 口 正	
	津 久 井 町 長	溝 田 知	
	相 模 湖 町 長	倉 田	
	藤 野 町 長		